

00597

鳥取縣公報

本書ノ大キサハ國定規格A5判

昭和十六年十二月五日

金曜日

縣令

◆鳥取縣令第六十九號

實業學校修業年限ノ臨時短縮ニ關スル件左ノ通定ム

昭和十六年十二月五日

鳥取縣知事 八田三郎

實業學校修業年限ノ臨時短縮ニ關スル件

第一條 昭和十六年文部省令第七十九號第二條第三號ノ規定ニ依

リ左ニ掲タル實業學校ノ修業年限ハ昭和十六年度ニ於テハ其ノ

年度ニ卒業スペキ者ニ付三月之ヲ短縮ス

一 鳥取縣立倉吉農學校

二 鳥取縣立日野農林學校

三 鳥取縣立米子工業學校

(第二木科ヲ除ク)

四 鳥取縣立鳥取工業學校

(第二木科ヲ除ク)

第三條 卒業期ノ線上ニヨル教授時數ノ不足ハ毎週教授時數ヲ四

十二時迄學校長ニ於テ適宜增加シ各學科内容ノ重點的取扱ニ依
リ專門學科目、實驗及實習ニ重點ヲ置キ教授時數ノ著シキ減少
ヲ來ザルヤウ措置スベシ

第四條 第一條各號ノ學校ノ本年度卒業者ノ納ムル昭和十六年十

00600

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ掲示スベシ

◆鳥取縣告示第九百三十六號

昭和十六年十二月三日左ノ國民健康保險組合ノ設立ヲ認可セリ

昭和十六年十二月五日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 組合ノ名稱 大御門村國民健康保險組合

二 事務所ノ所在地 八頭郡大御門村大字殿五百一番地

三 組合ノ地區 八頭郡大御門村

◆鳥取縣告示第九百三十七號

青年學校令施行規則第三十二條第二號ノ規定ニ依リ左ノ施設ノ課程ヲ認定ス

昭和十六年十二月五日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣蠶業試驗場蠶業講習部

◆鳥取縣告示第九百三十八號

鳥取縣知事 八 田 三 郎

00601

兵役法施行令第三十四條第二項ノ規定ニ依リ左ノ學校ノ課程ヲ青年學校ノ課程ト同等以上ノ課程ト認定ス

昭和十六年十二月五日

鳥取縣河北農業學校

鳥取縣知事 八 田 三 郎

◆鳥取縣告示第九百三十九號

米子市畜產組合ニ對シ米子常設家畜市場業務規程中餘子分場開催日設定變更認可シタルニ依リ市場法第七條ニ依ル賣買交換及禁止區域左ノ通指定ス

昭和十六年十二月五日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

市 場 名 開 催 地 取扱家畜 開 催 日 禁止區域
米子常設家畜市場餘子分場 西伯郡餘子村大字竹内字大畑 牛 馬 每月十一日、二十一日 西伯郡一圓

◆鳥取縣告示第九百四十號

賃金統制令第二十四條ノ規定ニ依リ昭和十五年八月二日鳥取縣告示第六百五號製材業協定賃金(米子市西伯郡適用)ハ昭和十六年十二月五日廢止ノ件認可ス

昭和十六年十二月五日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

◆鳥取縣告示第九百四十一號

鳥取縣公報 第千二百九十九號

昭和十六年十二月五日(第三種郵便物認可)

五

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル酒米證印米ノ最高販賣價格左ノ通指定ス
昭和十四年十二月鳥取縣告示第七百八十七號ハ之ヲ廢止ス

昭和十六年十二月五日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

酒米證印米最高販賣價格 (一俵又ハ一呎當)

銘柄	単位	一等	二等	三等	(備等級)	等外
		圓	圓	圓	圓	圓
大粒證印ヲ押捺シタルモノ	容量検査米(正味四斗)	一八、九五	一八、七五	一八、五五	一八、三五	一八、二五
同	重量検査米(正味六〇匁)	一八、七五	一八、六〇	一八、四五	一八、三五	一八、三〇
大粒證印ヲ押捺セザルモノ	容量検査米(正味四斗)	一八、五八	一八、三八	一八、一八	一七、九八	一七、八八
同	重量検査米(正味六〇匁)	一八、三八	一八、二三	一八、〇八	一七、九八	一七、九三

一 本表ニ掲タル價格ハ穀物検査ニ合格シタル二重俵入、三本繩複式編俵入(各横繩二廻五箇所縦繩一筋以上四方掛又ハ二筋二方掛以上)又ハ以入(横繩縦繩各二廻二箇所以上)ノモノノ本縣ニ於ケルレール渡、船側渡又ハ之ニ準ズル場合ノ價格トス
穀物検査ニ合格シタル一重俵入(横繩二廻五箇所縦繩一筋以上四方掛又ハ二筋二方掛以上)ノモノノレール渡、船側渡又ハ之ニ準ズル場合ノ最高販賣價格ハ本表ノ價格ヨリ一俵(呎)當三十二錢ヲ控除シタル額トス

穀物検査ニ合格シタル前二項ニ掲タル以外ノモノノレール渡、船側渡又ハ之ニ準ズル場合ノ最高販賣價格ハ前二項ノ價格ヨリ一俵(呎)當左ノ金額ヲ控除シタル額トス

俵人ノモノニシテ縦繩一筋二方掛ノモノ

四錢

俵人ノモノニシテ縦繩ヲ省略シタルモノ

八錢

以入ノモノニシテ縦繩ヲ省略シタルモノ一箇所ニ付 二錢

- 俵人又ハ以入ニシテ横繩ヲ省略シタルモノ一箇所ニ付 二錢
- 二 米穀ノ販賣ヲ業務ト爲ス者(生産者ノ團体ヲ含ム)以外ノ者ガ本縣產米ヲ本縣内ニ於テ販賣スル場合(レール渡、船側渡又ハ之ニ準ズル場合ヲ除ク)ニ於ケル最高販賣價格ハ一、ニ掲タル價格ヨリ一俵(呎)當二十四錢ヲ控除シタル額トス
- 三 米穀ノ販賣ヲ業務ト爲ス者(生産者ノ團体ヲ含ム)ガ本縣產米ヲ本縣内ニ於テ販賣スル場合(レール渡、船側渡又ハ之ニ準ズル場合ヲ除ク)ニ於ケル最高販賣價格ハ二、ニ掲タル價格ニ一俵(呎)當八錢ノ手數料ヲ加算シタル額トス
- 四 四等(豫備等級)ヲ増置シタル場合ノ等外ノ最高販賣價格ハ本表等外ノ價格ヨリ容量検査米ニ在リテハ四斗ニ付、重量検査米ニ在リテハ六〇匁ニ付各十錢ヲ控除シタル額トス

◆鳥取縣告示第九百四十二號

昭和十三年十一月鳥取縣告示第六百八十七號鳥取縣農產物検査所規程左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年十二月五日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

- 第二條中「出張所及派出所」ヲ「支所、出張所及派出所」ニ改ム
- 第三條中「農產物生產検査員」ヲ削除ス
- 第八條中「及農產物生產検査員」ヲ削除ス

00603

00602

彙報

庶民生活強化運動!!

方面委員が運動の中心となり

各種團體の積極的援助を求む

(社會課)

今や世局の變轉は頗る急にして國運隆替の由つて岐れんとする

とき、隣保相扶の醇風を振起して苟くも國民をして一人と雖も其の所を得ざる者ならしむるやう庶民生活を強化刷新し、相率るて臣道の實踐に邁進し、以て重大時艱に資するは刻下の要務である。よつて財團法人全日本方面委員聯盟主唱、大政翼賛會鳥取縣支部後援の下に、鳥取縣・鳥取縣方面委員聯盟が共同主催し、各市町村及び方面委員を施行主体として十二月二十日より二十六日まで(但し鳥取市・米子市は十二月十日より二十六日まで)運動期間とし「庶民生活強化運動」を實施することとなり、隣保相扶精神の高揚、庶民生活の合理化、庶民生活に對する支援、方面事業後援團體並に厚生福祉施設の整備擴充を運動目標として一大運動を展開することとなつた。

その實踐方法としては、市町村に於ては方面委員が本運動の中心となり、一定の綜合的實踐計畫を樹立し、これに基いて實施に當ることとして、町内會・部落會・隣組の幹部、社會事業團體、教化團體、婦人團體、青少年團體、宗教團體等の積極的協力を求め実施するものであつて、市町村及び方面委員に於ける實踐要目は次の通りである。

(一) 趣旨の宣傳に關する事項

イ 本運動實施につき特に市町村常會及び町内會・部落會・隣組等の常會に於て、方面委員其の他適當なる關係者より本運動の趣旨を述べ、其の協力方につき懇談をなすこと。

ロ 學校會社・工場・寺院・教會等に於て本運動に關する講話をなすこと。

(二) 庶民生活の合理化に關する事項

ハ 講演會・映畫會・懇話會等の開催、各種會合の利用をなすこと
ニ 本運動の文字を書入れ、或は之に適當なる標語を加へたるボスター・ビラ・立看板等を作製掲出すること。

(三) 庶民生活の支援に關する事項

イ 共同労作・共同炊事・共同購入等の共同施設、圖り、生活共同化を促進すること。

ロ 賢蓄の勵行を圖ること。

ハ 廉品の活用を奨励すること。

ニ 醫療の普及と保全に努むること。
ホ 冠婚葬祭其の他年末年始等に於ける虛禮虛節の廢止勵行方につき特別なる措置を講じ、生活の改善刷新に意を用ふること。

ヘ 其の他庶民の生活を戰時下に即應せしむべく、生活設計に必要な各般の指導的措置を講ずること。

(三) 庶民生活の支援に關する事項

イ 一般要扶掖者、軍人家族遺族並に時局の影響を蒙りたる中小商工業者に對し、其の生活を保護する爲必要なる物的・精神的支援をなすこと。

ロ 生活支援は歲末に於ける一時的給與のみならず、事情に應じ生業維持轉業等の爲必要なる金品の支援をなすこと。

ハ 生活支援は恩恵的施與的に流れず、飽く迄も隣保相扶の醇風氣魄を振起するやう適切なる精神的支援補導をなすこと。

ニ 事變下に生起しつゝある各種社會的疾病(例の要保護青少年の增加、乳幼兒の体位並に栄養の低下等)を、隣保共同にて出

來得る限り防止措置を講ずること。

ホ 各種の救護施設に保護を受けつゝある者に對し、適當なる方法に依り慰問慰藉の方途を講ずること。

(四) 厚生福利施設の整備擴充に關する事項

イ 懸存の各種厚生福利施設の機能を最高度に發揮するやう、これが周知を圖り且利用を奨励する爲適切なる方途を講ずること。

ロ 庶民生活の強化に資する爲、本運動の實施に依り造成したる資金の一部を以て方面事業後援團體及び各種厚生福利施設の整備擴充を促進すること。

(五) 資金の造成及び支途に關する事項

イ 歲末義金の募集 縣より送付の歲末義金袋を各戸に配布し義金の募集を行ふこと。但し左の事項に留意すること。

1 募集義金は各市町村に於て十二月二十四日迄に開封集計し其の三割は縣方面委員聯盟事業資金として寄附送付のこと。

2 募集義金の七割は前記(一)項により適當に之を活用すること。

ロ 映畫會、演藝會等を催し、其の収益金を支援資金に充つること。

ハ 婦人團體等の協力に依り各戸より不用品廢品等の提供を受け即賣會を催し、其の収益金を充つること。なほ、歲末義金袋は

00606

十二月十日までに縣から市町村に送付するが、これは本運動實施と同時に各戸に配付し、開封集計した袋は扱者の印を押して寄贈者に返付し、又、本運動實施状況は明年一月十五日までに實踐行事状況、募集義金總額、寄贈人員、寄贈品の給與状況將來の希望事項等を縣社會課長宛報告することになつてゐる。但し舊曆により本運動を實施する場合に於ては、終了後十五日以内に報告するのである。

滿洲開拓地の實際

要轉業者は奮つて滿洲へ

（社會課）

前稿に於て要轉業者と滿洲開拓民について述べたが、要轉業者の大陸歸農開拓民送出計畫は、現在のところ昭和十五・六兩年度に於て五千戸と豫定せられ、それ以上は必要に應じて追加せられることになつてゐる。

一体にまだ、滿洲といへば廣漠たる未開の天地で寒氣酷烈、普通人の生活は極めて困難な處のやうに思はれてゐるやうであるが廣漠たる天地は事實だが決して生活困難な處では無い。左に開拓地の實事情について大体を記すこととする。

00607

醤油の醸造、畜産加工もしてゐる。

農閑期の副業としては伐木、運材、薪炭製造、ホームスパン、馬車輸送等の仕事がある。

三、共同產業施設

開拓團には各種の共同施設を作り、内地の產業組合に似た組織で行つて居る。

四、經營入植

後五年位は開拓團建設といふ大事業がある爲、農業も生活も最初は團全体の共同でやり、次に部落經營に移り、次いで個人經營に移るのである。

五、開拓地の生活

自給自足の生活である。食物は入植當初は別としてその後は若干の副食物・調味料の外は大体自分の所で作つたもので充分である。主食は白米・小麥等、衣服は特に必要なものは防寒服であるが、これも將來は自家で作つた羊毛手皮を用ひて作ることが出来る。

住宅は人植當時は共同宿舎に入るが、追々個人住宅を建てて行く。温突ベーチカ等の設備、厚い壁の小住宅（十五一二十坪）の建物であるから冬は暖くて夏は涼しいのである。

子供の教育は小學校が建てられて、内地と變らぬ義務教育を受けすることが出来る。病院も建設されて醫者が派遣され、開拓民の診療や衛生の世話をすることになつてゐる。神社も寺も建立され内地そのまゝの生活が出来ると同時に、つまらぬ見栄や交際に煩

はされることもなし、又仕事も互に助け合ふ相愛相助の理想的な新農村生活を築き上げて行くことが出来るのである。

年末賞與國債支給運動

（振興課）

緊迫した國際情勢に對處するため、國債の圓滑な消化をなすことは現下喫緊の要務であるばかりでなく、購買力の急速なる吸収といふ點からいつても給與の源泉に於て高度の貯蓄を實行せしめることは目下の急務である。よつて本年末賞與の支給に當つて廣くこれが實行を求めて、國債の直接消化を圖ると共に所期の目的達成に邁進せしめることとし、その支給標準を次の如く定めて國債、貯蓄債券又は報國債券（特別報國債券を除く）を以てその支給を行ふこととなつた。

賞與額（期末手當臨時手當を含む）

國債、貯蓄債券、報國債券支給割合

百圓以下

賞與額の一割相當額以上

二百五十圓以下

同 一割五分相當額以上

五百圓以下

同 二割相當額以上

千圓以下

同 二割五分相當額以上

（華氏九十度）以上に昇ることもあり、日光は強いが空氣は爽涼である日本の夏より凌ぎやすく、冬は一月中旬頃の夜は零下三十五・六十度にも降ることもあるが、日中は晴天が續いて防寒服を着て居れば屋外で働くに差支へない。

雪は少く、殊に三寒四溫といつて二・三日寒さが續けばその後に三・四日は割合に暖いといふ工合で案外凌ぎ易いのである。又十月以後は乾燥期になるから、作物や收穫物の脱穀調整に極めて好都合である。

土質は一般に肥沃で、特に磷酸加里が豊富である。場所によると今後十年位は無肥料でも各種の作物を穫ることが出来る位である。

二、農耕畜産その他 滿洲は畑作が主であつて、大小麥類、大豆、高粱、粟、玉蜀黍等の普通作物や大麻、青麻、葉煙草、荏、向日葵、甜菜等の特別作物、其の他殆ど凡ゆる蔬菜を栽培して居る。水稻は水利の便がある所であれば殆ど全満で作ることが出来る。

畜生も非常に適して居り、又加工場を設けて精穀、製粉、味噌

兵器獻納資源回収

運動醸出金報告

金額

町村名

一金八圓五拾八錢

日野郡二部村

一金貳拾七圓四拾參錢

八頭郡河原町

一金貳圓五拾貳錢

日野郡八郷村

一金壹圓四拾五錢

日野郡神奈川村

一金貳圓拾六錢

八頭郡八上村

一金參圓六拾九錢

西伯郡宇田川村

一金拾五圓九拾七錢

氣高郡逢坂村

一金拾圓貳拾五錢

東伯郡赤塙町

一金貳拾圓貳拾錢

西伯郡逢坂村

一金九拾八錢

氣高郡木末村

一金參圓參拾錢

東伯郡上郷村

一金拾六圓貳拾壹錢

西伯郡夜見村

一金拾圓參拾參錢

八頭郡賀茂村

一金拾七圓五拾壹錢

八頭郡丹比村

一金拾六圓貳拾壹錢

岩美郡蒲生村

一金拾圓四拾貳錢

西伯郡彦名村

一金八圓八拾八錢

西伯郡法勝寺村

一金貳拾壹圓五拾五錢

氣高郡中郷村

一金七拾五圓

東伯郡西郷村

00609

00608

五千圓ヲ超ユルモノ 同 四割五分相當額以上
右の支給割合は最低限度を示すものであつて、受給者各自の扶養家族の有無その他を斟酌してこれを引上げることとし、且つ割當額は賣出價額によつて計算される。

しかして其の實施に當つては官公署、會社、工場、鐵山、各種團体等に對して、代表者の會合を求め、或は貯蓄實踐強調運動等の利用によつて廣く一般關係者にも呼掛けで實行を求めることがなつてゐるが、從來の實績に徴して實行不充分と認められる向に對しては個別的にその原因を検討して標準以上の實行を見るやう指導すると共に、無料保管制度の利用等による換貨防止の措置等がとられる筈である。尙事務所、工場等に於て支給すべき國債、債券は本社に於て一括入手することを避け、各事務所、工場等毎に最寄りの郵便局又は日本勸業銀行等と聯絡して所要證券を購入せしめることになつてゐる。

× × ×

三 本ハタルヲ認識スベキ必要ナル事項及相貌

身長五尺二寸位、身色淺黒ク上下共欠齒多シ顔面長、頭髪五

分別、突出デ鼻高シ

四 着衣、所持品又ハ遺留品

藍色一重厚司、白メリヤス、シャツ白木綿ノ申又黒木綿ノ細帶

現金三圓四十八錢納經帳（山城國左京區吉田手宮、中村秀太

郎同行二人ト書セリ）認印（木製小判形、松尾ト形セリ）

五 着衣、所持品又ハ遺留品

病死セラフ發見身許不詳ニ村同共同墓地ニ假埋葬ニ附ス

右心當リノ向ハ直接該町長宛照會相成度

◎行旅死人

一 氏名、族籍、職業、生年月日、男女ノ別

推定年齢四十歳ノ男 以下不詳

二 本人タルヲ認識シ得ベキ必要ナル事項及相貌

身長約五尺三寸 其他不明腐爛

三 着衣、所持品又ハ遺留品

黒チヨックニ白色ト見分ケ難キ汚レタルジヤンバー着シ縞ズ

ポン旭日印地下足袋（十文三分）ヲ穿テ

四 救護又ハ取扱シタル年月日

昭和十六年六月十七日午前八時絶死体ヲ受取り午後六時假埋

右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

◎行旅死人

一 氏名、族籍、職業、生年月日、男女ノ別

推定年齡五十歳位ノ男 以下不詳

二 本籍、住所 不詳

00610

◎行旅死人

- 一 氏名、族籍、職業、生年月日、男女ノ別
男 伊藤喜太郎（但檢視後判明セルモノニシテ不確定）五十
四歳位
- 二 本人タルヲ認識スベキ必要ナル事項
小体ノ男ニシテ物質ヒ姿ヲナシ着物等相當古ビテフリ顔全體
ガ稍少サキ方ナリ
- 三 遺留品
貢入一個、物質用ノ椀一個、巻脚 一組

- 四 行旅中ハ寄捨等ニ依リ生計シアリシ模様ニテ勞働等ナシ得ル
トハ思ハレズ
- 五 其ノ他必要ナル事項
約半ヶ月以前ヨリ高田町大道旅宿屋ニ宿泊毎日物質ヒニ出歩
キオリタルトノコトナリ

右ハ昭和十六年二月二十七日午前一時頃北葛城郡瀬南村大字兩
郷百二十番地ニ於テ心臓癱瘓ノタメ病死セシモ本籍住所不明ニ
付檢視後土葬ニ付ス
右心當ノ向ハ直接該村長宛照會相成度

正誤

昭和十六年十二月二日鳥取縣令第六十八號中一頁二行目「改正ス」ハ「定ム」ノ誤リ

昭和十六年十二月五日印刷
昭和十六年十二月五日發行

發行者 烏取縣鳥取市東町
印刷所 烏取縣氣高郡大正村大字古海
鳥取刑務支所

◎行旅死人

- 一 氏名、族籍、生年月日、男女ノ別
推定六十五、六歳ノ男 以下不詳
- 二 本人タルヲ認識シ得ベキ必要ナル事項及相貌
丈五尺四寸位頭髮五分刈、鼻高ク眉薄シ水落ノ處ニ一寸位ノ
古傷跡アリ
- 三 着衣並ニ携帶品
黒味アル縞セルノ單衣縦縞ネル腰巻、ラクダ色ノメリヤシ
ヤツ、茶ノ中折帽、黒鼻緒柳下駄銘仙縞裏茶縞木綿羽織黒
ノ胸緒

右ハ昭和十六年五月八日生駒郡平城村中山島ノ奥松林内ニ於テ
縊死セル前記氏名不詳ノ男發見郡山警察署ノ檢視ヲ受ケ平城村
中山共同墓地ニ假埋葬ニ付ス
右心當ノ向ハ直接該村長宛照會相成度